

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2025年5月度】

設置事業所名	㈱A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E 焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,480

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	-----備考2		
1日	849.1	70.4			
2日	863.5	71.0			
3日	860.6	71.1			
4日	860.2	71.2			
5日	運転→停止				
6日	停止中				
7日	停止→運転				
8日	865.0	72.0			
9日	864.3	72.3			
10日	862.3	72.5			
11日	864.8	72.9			
12日	866.4	72.6			
13日	861.6	72.4			
14日	865.2	72.8			
15日	863.3	73.3			
16日	861.3	73.3			
17日	865.4	74.1			
18日	862.0	81.5			
19日	862.8	81.6			
20日	861.3	75.7			
21日	869.6	73.7			
22日	866.4	73.8			
23日	862.3	73.3			
24日	867.9	78.1			
25日	860.0	79.7			
26日	864.7	74.0			
27日	862.6	73.8			
28日	860.0	74.4			
29日	863.9	73.6			
30日	859.3	73.4			
31日	862.3	73.4			

- 備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。
- 備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。
- 備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。
- 備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2025年4月度】

設置事業所名	㈱A D E K A千葉工場
施設名称	廃油焼却施設（N C E焼却炉）
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	令和2年9月16日
許可番号	千葉県 2020-2-503
維持管理計画	有（別紙計画書参照）

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,057

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道		
日付	燃焼ガス温度 (℃)	集塵機に流入する燃焼 ガス温度 (℃)	排ガス中の一 酸化炭素濃度 (ppm)	ばいじんの 除去 備考3)	備考
	【基準:800℃以上】	【基準:200℃以下】	【基準:100ppm以下】		
	平均値	平均値	備考2		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		運転→停止			
6日	860.6	67.8			
7日	859.8	68.9			
8日	861.7	74.3			
9日	861.0	68.3			
10日	861.5	68.8			
11日	866.7	69.1			
12日		運転→停止			
13日		停止中			
14日		停止中			
15日		停止→運転			
16日	866.6	69.2			
17日	863.7	69.6			
18日	867.4	69.9			
19日	859.8	75.7			
20日	867.5	78.5			
21日	868.4	78.0			
22日	864.7	70.7			
23日	864.5	70.6			
24日	861.3	70.5			
25日	861.2	74.4			
26日	817.8	74.3			
27日	861.9	74.4			
28日		運転→停止			
29日		停止中			
30日		停止中			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。